

第1部 総 論

「第2次宇都宮市環境基本計画」の概要

計画の基本的事項

目的	本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示すもので、本市における環境施策を総合的・計画的に推進し、同条例に掲げる基本理念の具体化を図ることを目的としています。
期間	本計画の期間は、平成23年度から平成32年度の10年間（前期5年、後期5年）とします。ただし、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。
対象地域	本計画の対象とする地域は、宇都宮市全域とします。なお、環境問題の広域的な影響を踏まえ、周辺地域の環境や地球環境も考慮します。
推進主体	本計画の推進は、市民、事業者、行政が主体となって担い、それぞれの役割を果たすとともに、協力と連携を進めていきます。

環境問題の動向

1 地球規模の環境問題の拡大

世界経済の拡大と人口増加とともに、環境問題も地球規模で深刻化しており、世界が協調して、大きな改革に取り組まなければならない状況となっています。

2 國際社会の環境対応

「持続可能な開発」という考え方方が国際社会に浸透し、将来世代に良好な環境を継承すべく地球環境問題への対応が図られてきています。

3 日本の環境政策の方向

日本は、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」という社会像に向けた統合的な取組を進めることにより、「持続可能な社会」の実現を目指しています。

4 宇都宮市のまちづくりの方向

本市は、宇都宮市第5次総合計画においてまちづくりの方向、方針を定める中で、地球環境問題への対応や地域の良好な環境づくりの面から、「環境調和型社会の構築」と「ネットワーク型コンパクトシティの形成」を目指すこととしています。

5 環境問題への対応

- ・地球温暖化、地球資源の枯渇、生態系への脅威などの地球環境問題への対応のため、「持続可能な社会」の形成が必要となっています。
- ・自然エネルギー利用等の技術開発や、環境の価値を盛り込んだビジネスの創造など、「環境と経済の好循環」の実現が必要となっています。
- ・自然の機能と調和を保つとともに、都市の「コンパクト化（集約化）」を図ることで、環境負荷が低減された、環境調和型の都市や土地利用の形成が必要となっています。
- ・ヒートアイランド現象や、局地的な豪雨の発生、化学物質による人の健康や環境への影響が懸念されており、具体的な対策が求められています。
- ・環境問題は、産業、交通、消費活動など社会経済のあらゆる活動から発しており、社会全体として環境を重視する価値観や行動様式への転換が求められています。そのためには、社会の様々な場面において、環境についての知識や理解、環境に配慮する意識と行動の浸透を図っていくことが必要となっています。

環境面から見た宇都宮市の特性

宇都宮市の特性から、環境問題への対応において配慮すべき点と、本市の強みとして活用すべき点は下記のようと考えられます。

配慮すべき点

○ 低密度の土地利用

市域の約8割が平坦な地形で市街地が大きく広がり、低密度の土地利用が拡大してきたため、移動の際に発生する二酸化炭素の増加など環境負荷の高い都市構造となっています。

○ 高い自動車依存

自動車依存度が全国的にも高く、ガソリン消費量も多い状況にあることから、運輸交通部門の二酸化炭素排出量が多い傾向にあります。（自動車保有台数（H20年度）は1世帯あたり1.48台で、全国平均の1.10台を大きく上回っています。）

○ 寒暖の差が大きい気候

寒暖の差の大きい内陸性気候のため、冷暖房などのエネルギー消費量が多い傾向となっています。

○ 発達した製造業

本市は産業都市であり、製造業の集積が高いことから、生産活動と自然や生活環境との共生が必要です。

本市の強み

○ 豊かな自然

本市は、優れた自然環境と生態系を有するとともに、気候面で、一年を通して豊富な日照時間を有しています。

○ 強い産業

農・工・商が高水準でバランスよく発達しており、様々な産業分野で環境関連産業の展開の可能性を有しています。

○ 高い環境意識

本市独自の「もったいない運動」の展開などにより、環境配慮行動の拡大や、ごみ減量意識などが浸透してきています。

計画の目指すところ

本市は、平成13年10月に、環境基本条例を施行し、その基本理念に「環境都市」の実現を定め、平成15年2月の最初の環境基本計画策定期から、21世紀半ばを展望した計画の基本理念（望ましい環境像）として、「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」を掲げてきました。

市民、事業者、行政の各主体の参加と連携・協力によって、持続可能な社会を実現し、より良好な状態で将来世代に渡していくことが、この基本理念（望ましい環境像）の総意であることから、本計画においても継承します。

<計画の基本理念>

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

<基本理念を実現していくための基本的な考え方>

うつのみやから はじめよう 「環境の世紀」のまちづくり

^
3つの目指す社会像
v

低炭素のまち うつのみや

日常生活や経済活動、まちづくりにおいて、温室効果ガス排出を低減させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

循環利用のまち うつのみや

社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物の発生抑制などにより、新たに採取する資源ができる限り少なくする社会

調和と共生のまち うつのみや

安全で安心な生活環境が確保されるとともに、生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会

基本理念を実現するための協働

交流・連携・補完 プロジェクト推進 計画の進捗管理

地球上にあるすべてのものに
尊敬と感謝の気持ちを持つ「もったいない」のこころ



目指す社会像とリーディングプラン

3つの目指すべき社会像の姿と、その社会像を具体化するためのリーディングプランを設定しました。リーディングプランは、向かうべき方向性（ターゲット）を定め、特に効果的、特徴的な事業を複合的なプロジェクトとしてまとめ、本計画を先導するものとして位置付けています。また、リーディングプランは分野横断的な性格を持ち、その推進により各プロジェクト間、事業間の連携や相乗的効果が期待される本計画の進捗管理を行う上での中心的役割を担う取組となります。

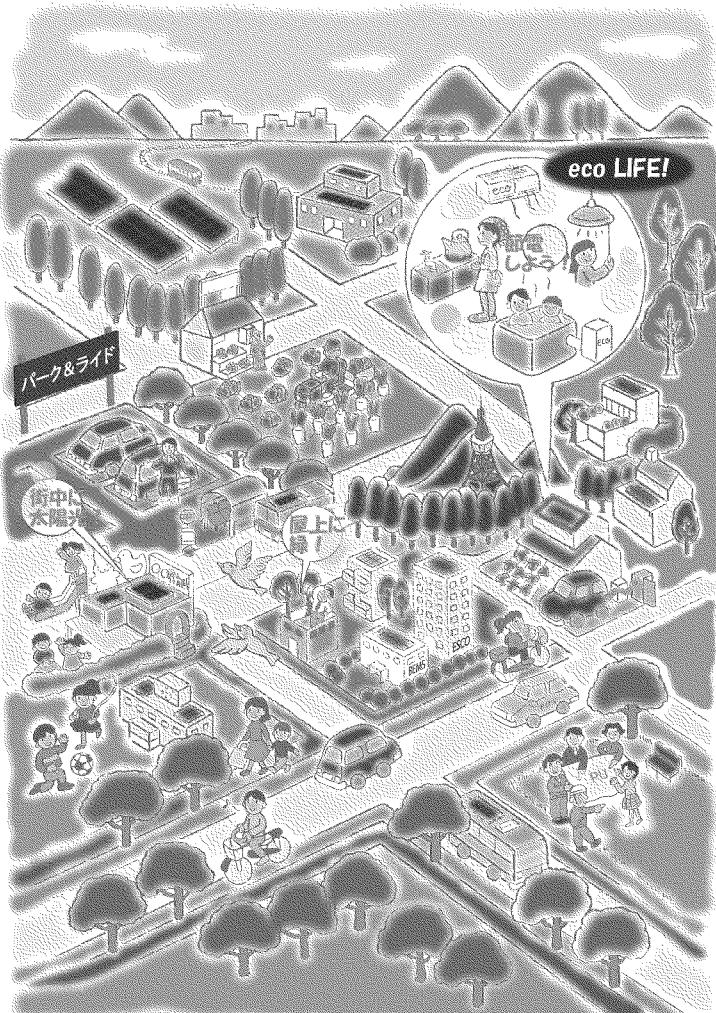
低炭素のまち うつのみや の実現

私たちが日常的に行っているエネルギーの消費は、二酸化炭素の排出に直に結び付いており、北関東を代表する中心都市である宇都宮市が温室効果ガスの削減に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ、地球温暖化対策に地域から貢献するよう、温室効果ガス排出削減に取り組む地域の姿として、「**低炭素のまち うつのみや**」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 都市のあらゆるところに、太陽光発電などの利用が浸透する
2. 再生可能なバイオマスエネルギーの生産と利用が進む
3. 工業団地や住宅団地などで、効率の高いエネルギーシステムが普及する
4. 建物の高断熱、省エネ型の機器の利用、電力の高度な制御などが普及する
5. 公共交通や自転車道が便利になり、自動車に依存しない交通環境が充実する
6. 自動車の動力に、電気や燃料電池の利用が普及する
7. エネルギー関連技術の蓄積が進み、地域の産業を支える
8. 営農活動などで、省エネ化が進んでいる
9. 地域での地産地消が進み、フードマイレージやウッドマイレージが減っている
10. 都市がコンパクトになり、様々な活動の効率が向上する
11. 住まいの周辺の緑が豊かになり、身近なCO₂吸収源が増えるなど



進捗を見るための目標指標

目標指標	目標(平成 32 年度)
市域からの二酸化炭素排出量	市域における平成 32 年度(2020 年度)の二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 25% 削減する

リーディングプランの内容

地産地消エネルギーの創出と賢く使うプロジェクト

- ・ みやソーラー City プロジェクトの推進
住宅用太陽光発電や、市民の力を活用した太陽光発電普及の仕組みづくりなどにより、ソーラー City の構築を目指します。
- ・ 再生可能エネルギーの利活用の推進
小水力や地中熱の利活用策について検討し、普及促進を図ります。
- ・ 省エネ機器、省エネ型建築物の普及促進

人と地球上にやさしい交通づくりプロジェクト

- ・ 環境にやさしい交通の推進
基幹公共交通の整備や地域内交通の導入推進を図ります。
- ・ 環境にやさしい自転車利用・活用の促進
- ・ 低環境負荷型自動車への転換策の推進
EV（電気自動車）等の普及促進に取り組みます。

環境創造型産業振興プロジェクト

- ・ 低炭素型ビジネスの創出及び支援
二酸化炭素の排出削減と産業の活性化を両立させる、低炭素型ビジネスの創出及び支援の推進を図ります。
- ・ 環境保全型農業の促進
省エネ技術等の導入促進や、地産地消の推進を図ります。

コンパクトで緑の多いまちづくり・地域づくりプロジェクト

- ・ 環境負荷の少ない市街地整備の推進
- ・ 緑による吸収減対策の推進

CO₂削減に取り組む人たちの手と手を結ぶプロジェクト

- ・ 低炭素のまち実現に向けたパートナーシップの構築
環境 NPO、企業、学校、関係機関等との連携の強化を図ります。

循環利用のまち うつのみや の実現

資源の大量消費と大量廃棄は、廃棄物による環境負荷だけではなく、資源の枯渇や資源開発による自然破壊といった、他の地域や地球規模の環境問題にもつながっており、生活都市及び産業都市である宇都宮市が、資源の効率的利用と循環利用に果たすべき役割は大きいといえます。

そのことを踏まえ、資源の再利用・再生利用に取り組む地域の姿として、「循環利用のまち うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 家庭の生ごみや紙ごみが資源化され、焼却量が減る
2. 家畜排泄物や間伐材、剪定枝葉などのバイオマス資源の、地域内での循環利用が盛んになる
3. バイオマスリサイクルの技術が蓄積され、地域の産業を支えるなど

リーディングプランの内容

有機資源リサイクルプロジェクト

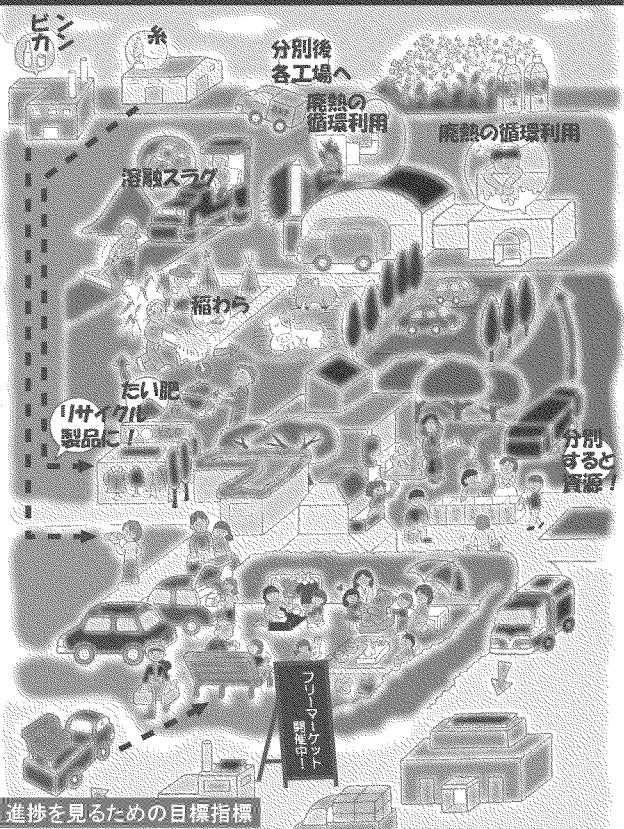
- ・ 生ごみの資源化推進
- ・ バイオマстаунの推進
- ・ 生ごみ減量化の促進

もう一度よみがえれ！リサイクルの環プロジェクト

- ・ 廃棄物のリサイクルの推進
- ・ レアメタル回収事業の調査、研究、実施
- ・ 地域内の資源循環利用の推進

「もったいない約束」から始めようプロジェクト

- ・ ひとやものを大切にするもったいない運動の推進
- ・ 市民・事業者等と連携した3Rの推進



目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	883グラム	740グラム	710グラム

調和と共生のまち うつのみや の実現

私たちの暮らしは、人と自然とが互いに影響を及ぼし合いながら、地域の生態系や景観及び良好な生活環境を保っており、人の活動や生産活動のあり方によっては、それらの調和を大きく損ねてしまう関係にあります。

そのことを踏まえ、自然に調和した活動や動植物との共生、生活環境の保全に取り組み、豊かな自然とともに発展する地域の姿として、「調和と共生のまち うつのみや」を目指します。

暮らしやまちの姿

1. 市街地にも豊かな緑があり、鳥や動物の姿が楽しめる
2. 河川の水が豊かで、汚濁がなく、岸辺には様々な動植物が見られる
3. 農業や森林の多面的機能が維持されながら、盛んな生産活動が行われている
4. 人為や変化に弱い希少種・貴重種の生存が保たれているなど

リーディングプランの内容

水と緑のネットワーク形成プロジェクト

- ・ 都市の緑化・緑地の保全
- ・ 水と緑のネットワーク拠点の充実

生物多様性の保全推進プロジェクト

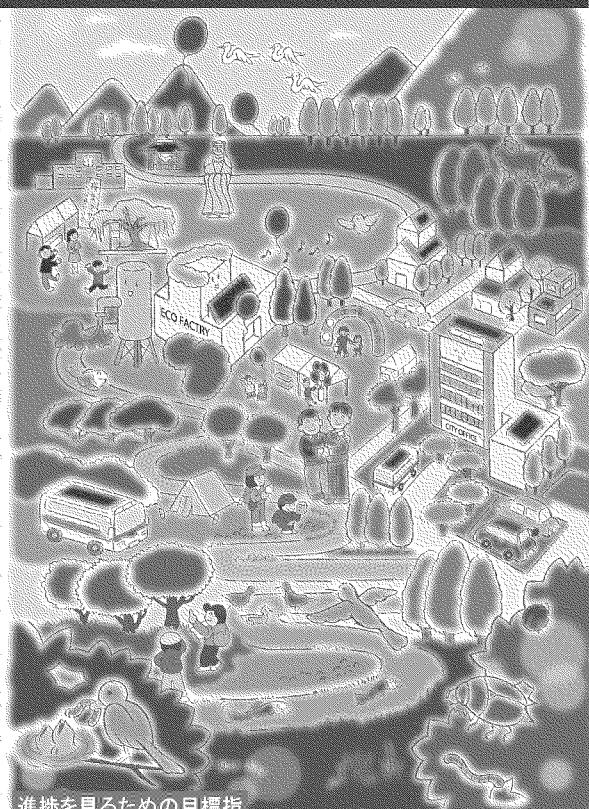
- ・ 生物多様性地域戦略に基づく保全施策等の推進
「生物多様性地域戦略」を策定し、自然環境資源の保全・利活用策を推進します。

快適な生活環境の推進プロジェクト

- ・ 事業者と連携した生活環境保全の推進

森や水やすがすがしい空気を守り、引き継ぐ 人づくりプロジェクト

- ・ 市民等による自然環境保全行動の推進
- ・ 市民等による生活環境保全行動の推進



目標指標	基準 (平成21年度)	前期目標 (平成27年度)	後期目標 (平成32年度)
生活や環境に、水や緑など、うるおいがあると感じている市民の割合	65%	77%	80%

分野別施策の展開

本市の環境施策について環境分野別に体系的に示すことにより、計画的な推進と進捗管理を図っていきます。



1 地球環境

【基本施策】

1-1 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

【施策】

- 1-1-1 省エネルギー化の推進
(1) 各主体の省エネルギー行動の普及促進
(2) 省エネルギー機器の普及促進

- 1-1-2 低炭素型エネルギーへの転換
(1) 太陽エネルギー利用の促進
(2) 新たな地産地消エネルギー施策の展開

1-2 環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 1-2-1 環境負荷の少ない交通環境の構築
(1) 公共交通ネットワークの充実・強化及び利用促進
(2) 自転車利用・活用の促進
(3) 低環境負荷型の自動車利用環境の整備

- 1-2-2 低環境負荷型の建築物の普及促進
(1) 低環境負荷型の建築物の普及促進

- 1-2-3 環境負荷の少ない都市整備の推進
(1) 環境負荷の少ない市街地整備の推進

- 1-2-4 環境創造型の地域産業の振興
(1) 低炭素型地域産業の振興

1-3 その他地球環境対策の推進

- 1-3-1 地球環境保全のための仕組みづくりの推進
(1) 地球環境保全のための仕組みづくりの推進

- 1-3-2 オゾン層保護対策等の推進
(1) オゾン層保護対策の推進
(2) 酸性雨対策の推進



2 廃棄物

【基本施策】

2-1 ごみの発生抑制の推進

【施策】

- 2-1-1 家庭系ごみの発生抑制の推進
(1) 市民と連携したごみの発生抑制の推進
(2) 家庭系ごみの分別徹底の推進
(3) 生ごみ削減の推進
(4) レジ袋削減の推進

- 2-1-2 事業系ごみの発生抑制の推進
(1) 事業者と連携したごみの発生抑制の推進
(2) 事業系ごみの分別徹底、搬入指導強化の推進

2-2 適正な資源循環利用の推進

- 2-2-1 家庭系ごみの資源化の推進
(1) 生ごみ資源化の推進
(2) その他廃棄物の資源化の推進

- 2-2-2 事業系ごみの資源化の推進
(1) 事業系ごみの資源化の推進

- 2-2-3 その他資源化の推進
(1) その他資源化の推進

- 2-3-1 適正処理の推進
(1) 適正処理意識の醸成強化
(2) 事業者等に対する指導強化

- 2-3-2 不法投棄の未然防止、拡大防止
(1) 不法投棄多発地点等の監視強化
(2) 市民・事業者・他行政機関等との連携強化
(3) 早期発見・早期対応の推進

2-3 ごみの適正処理の推進



3 自然環境

【基本施策】

3-1 生態系の保全

【施策】

- 3-1-1 自然環境の把握
(1) 自然環境に係る調査等の推進

- 3-1-2 生物多様性の保全
(1) 生物多様性の保全対策の推進

- 3-1-3 自然環境資源の利活用
(1) 自然環境資源の保全・利活用策の推進

3-2 緑環境の保全と創出

- 3-2-1 農業や森林の多面的機能の維持向上
(1) 森林機能の保全
(2) 環境にやさしい農業の促進
(3) 農地の保全と活用
(4) 農業資源の循環利用

- 3-2-2 都市の緑の保全と創出
(1) 都市の緑化
(2) 緑地の保全
(3) 緑と憩いの拠点づくり

3-3 水環境の保全と創出

- 3-3-1 水資源の確保
 - (1) 既存水源の保持
 - (2) 安定した農業用水の確保
 - (3) 漏水抑制事業の推進
 - (4) 水を大切にする意識の醸成
 - (5) 水の自然循環の促進
- 3-3-2 河川環境の保全と創出
 - (1) 治水対策の推進
 - (2) 水辺に親しめる空間の創出
 - (3) 河川機能の保全
- 3-4-1 景観形成の総合的推進
 - (1) 景観計画を活用した景観づくりの推進
 - (2) 景観に関する意識の啓発
 - (3) 屋外広告物の規制誘導
- 3-4-2 歴史的・文化的景観の整備と活用
 - (1) 歴史的・文化的景観の整備と活用

3-4 身近な景観の保全と創造

4 生活環境

【基本施策】

4-1 大気環境の保全

- 4-1-1 監視体制の整備と充実
 - (1) 大気汚染状況の監視
- 4-1-2 発生源対策の充実
 - (1) 工場・事業場に対する指導の徹底
- 4-1-3 自動車排出ガス対策の充実
 - (1) 自動車排出ガス対策の充実
- 4-2-1 監視体制の整備と充実
 - (1) 水質調査等の充実
 - (2) 生活排水監視体制の充実
- 4-2-2 発生源対策の充実
 - (1) 工場・事業場に対する指導の徹底
 - (2) 土壌汚染対策に係る指導・助言
 - (3) 地下水利用抑制の啓発
- 4-2-3 生活排水対策の充実
 - (1) 生活排水処理施設整備の推進
 - (2) 合流式下水道の機能改善
- 4-3-1 監視体制の整備と自動車騒音対策の充実
 - (1) 騒音調査の充実、関係機関に対する要望
 - (2) 自動車騒音対策の充実
- 4-3-2 近隣公害等への対応
 - (1) 工場・事業場に対する指導の徹底（騒音・振動・悪臭）
 - (2) 近隣公害の防止に係る啓発
- 4-3-3 化学物質への対応
 - (1) 化学物質や農薬等の適正使用、適正管理、削減の推進
 - (2) ダイオキシン対策の推進
- 4-4-1 生活環境保全対策の推進
 - (1) 事業者と連携した生活環境保全対策の推進
 - (2) 情報の公開

4-2 水・土壤・地盤環境の保全

4-4 生活環境の保全

5 人づくり

【基本施策】

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境情報の整備と提供
 - (1) 環境情報の整備、提供、活用の推進
- 5-1-2 人材育成の推進
 - (1) 環境リーダー等の人材の育成
 - (2) 人材活用のための仕組みづくり
- 5-1-3 環境学習の場と機会の創出・支援
 - (1) 環境学習手法等の開発、整備
 - (2) 環境学習のための場の充実
 - (3) 多様な学習機会の提供・支援
 - (4) 各主体の連携による環境学習の推進

5-2 環境保全活動の促進

- 5-2-1 環境保全活動の促進
 - (1) 市民・事業者・団体等の環境保全活動の促進
- 5-2-2 市民・事業者・市の連携の推進
 - (1) 環境パートナーシップの強化
- 5-3-1 環境配慮行動の推進
 - (1) 環境配慮指針の運用
 - (2) 環境管理活動の推進
 - (3) 環境配慮に係る取組の推進
 - (4) 「もったいない運動」の推進

5-3 環境配慮行動の推進

環境配慮指針

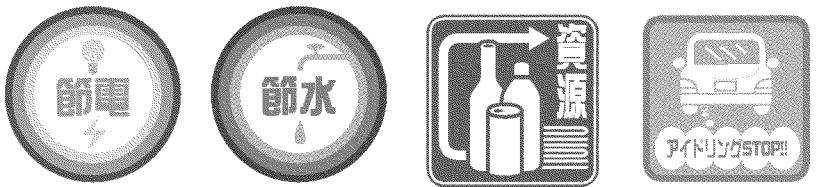
環境基本計画に掲げる目標を達成するためには、環境施策の推進に加えて、市民や事業者の皆さんの自主的・積極的な環境配慮の取組が必要であることから、計画では日常生活や事業活動等において環境配慮を行うためのガイドライン（環境配慮指針）を示しています。

日常生活における環境配慮指針



① 買い物をするときに	必要な物を必要な分だけ買うように努める。
	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。
	ごみの排出が少ない買い物に努める。
	マイバックを活用し、レジ袋の削減に努める。
	地元産などの輸送コストの低い商品の購入に努める。
② 電気・水・ガスなどを使うときに	電気・ガス・灯油などの節約に努める。
	LED照明等、省エネ機器の導入に努める。
	水道水の節水や有効利用に努める。
	生活雑排水の抑制に努める。
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。
	リサイクルに努める。
	ごみの適正な処理に努める。
	生ごみ処理機の導入など、生ごみの資源化に努める。
④ 外出するときに	EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。
	環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。
	公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。
	マナーを守り、街の美化に努める。
⑤ 家の建築や管理をするときに	周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。
	太陽光発電システム等の設置による自然エネルギーの利用など、効率的なエネルギー利用に努める。
	過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。
	雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努める。
	汚水や排水の適正な処理に努める。
	家の庭や周辺などの緑化に努める。
⑥ 近隣公害をなくすために	車などからの騒音の防止に努める。
	家庭からの騒音・振動の防止に努める。
	家庭からの悪臭の防止に努める。
⑦ 化学物質を取り扱うときに	化学物質の適正保管に努める。
⑧ 自然を守り、歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。
	生物多様性を守るためのマナーの徹底に努める。
	里山や河川などの身近な自然とのふれあい、生物多様性の保全に努める。
	地域の歴史・文化の保全と継承に努める。
⑨ 環境への意識を高め、取組を実践するために	環境に関する情報の収集や理解に努める。
	環境学習の場への参加に努める。
	日常的にできる環境保全活動の実践に努める。
	地域などで行う環境保全活動への参加・協力に努める。
	日常生活における環境管理活動の実践に努める。
「もったいない運動」を実践し、「もったいないの輪」を広げる。	

オフィスにおける環境配慮指針



① 事務用品などを購入するときに	エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。 ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。
② 電気・水・ガスなどを使うときに	電気・ガスなどの節約に努める。 水道水の節水や水の有効利用に努める。 LED照明等、省エネ機器の導入に努める。
③ ごみを処理するときに	ごみの減量に努める。 リサイクルに努める。 ごみの適正な処理に努める。
④ 外出するときに	EV（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用に努める。 環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。 必要以上の車の利用を控えるように努める。
⑤ 事務所などの建築や管理をするときに	周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。 太陽光発電システム等の導入による自然エネルギーの利用や、効率的なエネルギー利用に努める。 過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。 雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。 汚水や排水の適正な処理に努める。 敷地内や周辺などの緑化に努める。
⑥ 近隣公害をなくすために	社用車両からの騒音・振動の防止に努める。 工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。 工場・事業場からの悪臭の防止に努める。
⑦ 化学物質を取り扱うときに	化学物質の適正保管に努める。
⑧ 自然を守り、歴史・文化を育むために	生物多様性に関する理解に努める。 生物多様性に配慮した事業活動に努める。 生物多様性保全活動への参加・協力に努める。 地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。
⑨ 地球環境を守るために	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。 フロンの排出防止に努める。 環境に関する国際協力活動への貢献に努める。 地球環境に配慮した事業活動に努める。
⑩ 環境への意識を高め、取組を実践するために	公害防止と環境保全活動に係る「宇都宮市環境協定」の取組に努める。 職場における環境教育に努める。 環境学習の場への参加に努める。 職場における環境保全活動の実践に努める。 地域などで行う環境保全活動への参加・協力に努める。 環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。 事業活動における環境管理活動の実践に努める。 「もったいない運動」を実践し、「もったいないの輪」を広げる。

計画の推進に向けて

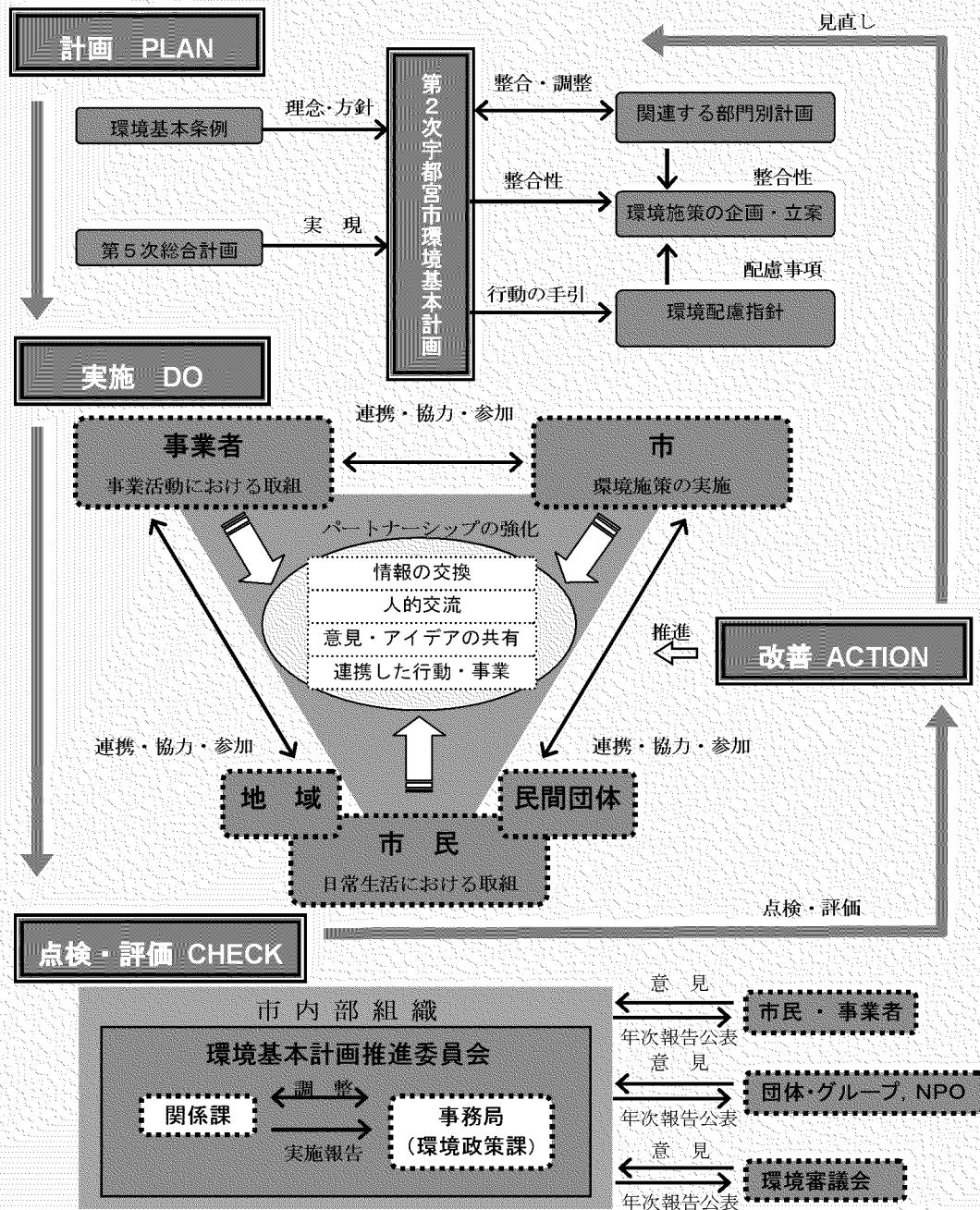
(1) 推進体制の整備

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくための必要な体制の整備を行います。

(2) 計画の進行管理

本市の環境の現状や計画に基づく各種施策の進捗状況、目標の達成状況を把握し、環境基本計画推進委員会において点検・評価を行い、その結果を年次報告書としてとりまとめます。

市は、各方面からの意見を踏まえ環境施策の見直しや新たな取組の検討等を行います。



詳細につきましては「第2次宇都宮市環境基本計画」の本編をご覧ください。